

国立公園等資源整備事業費補助金（自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業）
交付規程

制 定 令和8年4月10日 環機自発第20260410-1号

（通則）

第1条 国立公園等資源整備事業費補助金（自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業）（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、国立公園等資源整備事業費補助金（自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業）交付要綱（令和8年3月19日付け環自野発第2603192号、以下「交付要綱」という。）及び国立公園等資源整備事業費補助金（自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業）実施要領（令和8年3月19日付け環自野発第2603192号、以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）の定めによるほか、本交付規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び観光地域づくり法人（DMO）（以下「間接補助事業者」という。）が、実施要領別表1第2欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を実施する費用に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）が間接補助事業者に対して間接補助金を交付することにより、地域の自然観光資源を棄損し、観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、各地の桜や梅の名所に被害を生じさせるクビアカツヤカミキリの防除等を集中的に支援することで、外国人訪問者の体験滞在の満足度を向上させることを目的とする。

（交付の対象等）

第3条 ERCAは、間接補助事業者が行う次の事業を交付の対象とする。

- 一 間接補助事業者が自ら行う間接補助事業
 - 二 間接補助事業者が、市町村（特別区を含む。）、民間団体等に対して、補助金の交付を行う事業（以下「再間接補助事業」という。）
- 2 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

（交付額の算定方法）

第4条 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は実施要領別表4のとおりとし、以下の方法により算出した額に対して予算の範囲内で交付するものとする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 一 間接補助事業について、事業ごとに、実施要領別表1第3欄に定める補助対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 二 再間接補助事業について、事業ごとに、実施要領別表1第3欄に定める補助対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 三 一又は二により算出された額の合計額と実施要領別表1第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（交付申請）

第5条 間接補助事業者は、別記様式第1号による交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、ERCAが別に定める日までにERCAに提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の交付申請に当たって、当該間接補助事業における消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更交付申請）

第6条 間接補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに別記様式第2号による変更交付申請書をERCAに提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更交付申請を行う場合において準用する。

（交付の決定）

第7条 ERCAは、交付申請書又は変更交付申請書の提出があったときは、内容の審査を行い、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

2 ERCAは、前項の規定による交付決定又は変更交付決定を行ったときは、別記様式第3号による交付決定通知書又は別記様式第4号による変更交付決定通知書を間接補助事業者あてに送付するものとする。

3 ERCAは、交付の決定を行うに当たっては、第5条第2項の規定により当該間接補助事業に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 ERCAは、交付の申請がなされた全ての間接補助事業について、当該消費税等相当額について、間接補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 ERCAは、前条第1項の規定による交付決定をする場合において、次の条件を付すものとする。

一 間接補助事業者は、間接補助事業に係る経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、ERCAの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

二 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、別記様式第13号による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

三 間接補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間を経過するまで、ERCAの承認を受けないで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、ERCAが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

四 ERCAは、交付の申請がなされたものについては、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額について、間接補助金の額の確定において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

- 五 間接補助事業者は、再間接補助事業者に再間接補助金（間接補助事業者がERCAから間接補助を受けた間接補助金をその財源として、再間接補助事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を交付するときは、前一号から第四号に準ずる条件を付さなければならない。
- 六 前号により付した条件に基づき間接補助事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめERCAの承認又は指示を受けなければならない。
- 七 間接補助事業者は、第五号により付した条件に基づき、再間接補助事業者から再間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、ERCAに報告し、ERCAはその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 八 本条第一号から第七号までに掲げる条件のほか、ERCA は、間接補助事業の実施に関し必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

- 第9条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付申請を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第7条第2項の規定による交付決定通知書又は変更交付決定通知書が到達した日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面をERCAに提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（間接補助事業の着手）

- 第10条 間接補助事業者は、原則として、交付決定に基づき、交付対象事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて交付対象事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を、ERCAに提出するものとする。

（間接補助事業の変更）

- 第11条 間接補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第6号による計画変更承認申請書をERCAに提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
- 一 間接補助事業の事業内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 二 実施要領別表4の経費区分に定める対象経費の費目間の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の30%以内の変更を除く。）をしようとするとき。

（契約）

- 第12条 間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、間接補助事業者の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとし、間接補助事業者の財務規則等に基づき契約するものとする。

（間接補助事業の中止又は廃止）

- 第13条 間接補助事業者は、間接補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第7号による中止（廃止）承認申請書をERCAに提出し、その承認を受けなければならない。

（間接補助事業の遅延の報告）

- 第14条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第8号による遅延報告書をERCAに提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

（間接補助事業の状況報告）

- 第15条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行又は支出状況についてERCAの要求があったときは、速やかに別記様式第9号による事業状況報告書をERCAに提出しなければならない。

(間接補助事業の遂行の命令等)

第 16 条 ERCA は、第 15 条の規定による報告書及び第 2 項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、間接補助事業が法令等、本交付規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、間接補助事業者に対し、これらに従って間接補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 ERCA は、間接交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、間接補助事業者若しくは再間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(間接補助事業の実績報告等)

第 17 条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別記様式第 10 号による完了実績報告書を ERCA に提出しなければならない。

2 間接補助事業者が第 1 項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、ERCA は間接補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。

3 間接補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項（第 6 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により間接補助金の額を算出した場合において、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接補助金の額の確定等)

第 18 条 ERCA は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助金の交付決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、別記様式第 11 号による交付額確定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

2 ERCA は、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の間接補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して 20 日以内とする。ただし、間接補助事業者等が当該補助金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金等の額の確定の通知の日から 90 日以内で ERCA が定める日以内とすることができる。

4 ERCA は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(間接補助金の支払)

第 19 条 間接補助金は、前条の規定により交付すべき間接補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、間接補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 間接補助事業者は、前項の規定により間接補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 12 号による精算（概算）払請求書を ERCA に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 20 条 ERCA は、第 13 条の規定による間接補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。ただし、第四号の場合において、間接補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一 間接補助事業者又は再間接補助事業者が、本交付規程の規定に違反したことにより受けた ERCA の処分又は指示に従わない場合

二 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合又は再間接補助事業者が再間接補助金を再間接補助事業以外の用途に使用した場合

三 間接補助事業者又は再間接補助事業者が、間接補助事業又は再間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 第7条第1項の規定による交付決定後に生じた事情の変更等により、間接補助事業若しくは再間接補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により間接補助事業又は再間接補助事業を遂行することができない場合（間接補助事業者又は再間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 ERCA は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に相当する間接補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該間接補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 ERCA は、前項の返還を命ずる場合（第1項第四号に規定する場合を除く。）には、当該返還命令に係る間接補助金を間接補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく間接補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18条第3項及び第4項の規定を準用する。

5 ERCA は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、法令等に基づき加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、間接補助事業について交付すべき間接補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（再間接補助金の交付規程の承認）

第21条 間接補助事業者は、間接補助事業の開始前に、間接補助事業を本交付規程の規定に従い行うために、再間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、ERCA に報告するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、軽微な変更を除く。当該交付規程には、法令等の規定に準じた条項を定めるものとする。

（取得財産等の管理）

第22条 間接補助事業者は、間接補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産等について、別記様式第13号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（取得財産等の処分の制限）

第23条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第四号及び第五号の規定に基づき ERCA が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械、重要な器具及び工作物とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、間接補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、ERCA が別に定める期間とする。

3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を ERCA に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認をする場合においては、前条第3項の規定を準用する。

5 前項の納付については、第18条第3項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第24条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第14号による消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を ERCA に提出しなければならない。

2 ERCA は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第 25 条 間接補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく変更交付の申請、第 9 条の規定に基づく申請の取下げ、第 11 条の規定に基づく間接補助事業の変更の申請、第 13 条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 14 条の規定に基づく事業遅延の報告、第 15 条の規定に基づく状況報告、第 17 条の規定に基づく実績報告、第 19 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 23 条第 3 項の規定に基づく財産の処分の承認申請、又は第 24 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 26 条 ERCA は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(再間接補助金の電子申請)

第 27 条 間接補助事業者は、再間接補助金の交付の手続について、電磁的方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に準じて間接補助事業者が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 間接補助事業者は、再間接補助金の交付の決定その他再間接補助事業者に対する通知を電磁的方法により行うことができる。

(再間接補助金の交付)

第 28 条 間接補助事業者は、再間接補助金の交付を行うため、第 19 条第 1 項ただし書に規定する概算払により間接補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、再間接補助金を再間接補助事業者に交付しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第 29 条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。また、情報のうち第三者の秘密情報（再間接補助事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えい（以下「漏えい等行為」という。）してはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他)

第 30 条 特別の事情により、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 11 条、第 14 条及び第 16 条に定める算定方法又は手続等によることができなない場合には、あらかじめ ERCA の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、間接補助事業の実施に関し必要な事項は、ERCA が別に定めるものとする。